

平成21年6月16日から  
平成21年6月17日まで

標 茶 町 議 会  
第2回定例会会議録

於 標茶町議会議場

## 平成21年標茶町議会第2回定例会会議録目次

### 第1号(6月16日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
議会広報発行に関する事項調査報告	7
陳情第2号 治安維持法犠牲者に国会賠償法の制定を求めること についての陳情	7
一般質問	8
深見 迪 君	8
後藤 勲 君	18
田中 敏文 君	21
平川 昌昭 君	25
報告第10号 繰越明許費繰越計算書の調整について	28
議案第33号 工事委託契約の締結について	31
議案第34号 農業用施設の取得について	33
議案第35号 工事請負契約の締結について	36
議案第36号 標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例 の制定について	37
議案第37号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	38
議案第38号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第39号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第40号 標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例 の制定について	44
議案第41号 平成21年度標茶町一般会計補正予算	47
延会の宣告	49

### 第2号(6月17日)

開議の宣告	53
議案第41号 平成21年度標茶町一般会計補正予算 (議案第41号審査特別委員会報告)	53
議員提案第2号 議会広報調査特別委員会の設置について	53
意見書案第4号 2010年度国家予算編成における義務教育費無償、義務教育費国庫	

負担制度の堅持と負担率二分の一復元、就学援助制度充実など教 育予算の確保・拡充を求める意見書	55
意見書案第 5号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書	55
閉会中継続審査の申出について（総務委員会）	56
閉会中継続調査の申出について（総務委員会）	56
閉会中継続調査の申出について（厚生文教委員会）	56
閉会中継続調査の申出について（産業建設委員会）	56
閉会中継続調査の申出について（議会運営委員会）	56
議員派遣について	56
閉議の宣告	57
閉会の宣告	57

平成21年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成21年 6月16日（火曜日） 午前10時04分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議会広報発行に関する事項調査報告
- 第 5 陳情第 2号 治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求めることについて  
の陳情
- 第 6 一般質問
- 第 7 報告第10号 繰越明許費繰越計算書の調製について
- 第 8 議案第33号 工事委託契約の締結について
- 第 9 議案第34号 農業用施設の取得について
- 第10 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第36号 標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例  
の制定について
- 第12 議案第37号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 第13 議案第38号 標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて
- 第14 議案第39号 標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第40号 標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定  
について
- 第16 議案第41号 平成21年度標茶町一般会計補正予算

○出席議員（16名）

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 田 中 進 君    | 2番 黒 沼 俊 幸 君  |
| 3番 越 善 徹 君    | 4番 伊 藤 淳 一 君  |
| 5番 菊 地 誠 道 君  | 6番 後 藤 勲 君    |
| 7番 林 博 君      | 8番 小野寺 典 男 君  |
| 9番 末 柄 薫 君    | 10番 舘 田 賢 治 君 |
| 11番 深 見 迪 君   | 12番 田 中 敏 文 君 |
| 13番 川 村 多美男 君 | 14番 小 林 浩 君   |
| 15番 平 川 昌 昭 君 | 16番 鈴 木 裕 美 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	川嶋和久君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから平成21年標茶町議会第2回定例会を開会します。  
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時04分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、  
3番・越善君、 4番・伊藤君、 5番・菊地君  
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から6月17日までの2日間といたしたいと思えます。  
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。  
よって、本定例会の会期は、6月17日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。  
町長から、行政報告を求めます。  
町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の四点について補足をいたします。

一点目は「森と川の月間」実施結果についてであります。

本年で9回目となりました「森と川の月間」の関連事業がすべて終了いたしましたので、結果についてご報告申し上げます。

「森と川の月間」事業につきましては、標茶町町内会地域会連絡協議会をはじめ7つの団体による連絡協議会を設置し、「人と自然が共生する環境の創造」をテーマに関連事業を実施するもので、本年度は各町内会において実施されました「町内会春の一斉清掃」のほかに、延べ1,000人の方々の参加、協力をいただき、悪天候で中止となりました「釧路湿原クリーンデー」を除く8本の事業が行われました。

内容といたしましては、「第15回豊かな緑と魚のリバーサイド植樹」、「第16回シマフクロウの森100年事業植樹」など4事業で計6,300本の植樹が行われ、また、別海町を会場に開催されました「第8回摩周水環境フォーラム」により、水の大切さを確認したところがあります。

また、清掃活動につきましては、釧路管内市町村で統一行動を行っております「自然の番人宣言」の具体的行動として春の一斉清掃、町内クリーン作戦、西別川清掃などを実施したところであり、約5トンのごみを回収いたしました。

この「森と川の月間」の各種事業につきましては、来年度以降も継続し、より多くのご参加をいただく中で充実を図ってまいりたいと存じます。

二点目は、標茶町食材供給施設の営業再開についてであります。

昨年4月から営業を休止しておりました標茶町食材供給施設ですが、このたび、東京に本社を置く有限会社ラグーンとの間で、業務委託契約を締結し、5月1日からレストランにおけるランチのみの営業を再開したのに続き、6月7日にグランドオープンを迎えたのでご報告いたします。

グランドオープン前日には、議員各位を始め、関係各位を招いてのオープニングレセプションが催され、料理など新しいスタイルが披露されたところでもあります。

今後は、ラグーン社が虹別地区で培ったノウハウとネームブランドを活かし、「ヘイゼルグラウスロッジ ピルカ トウロ」として、食材の供給、都市と農村との交流、塘路地域の振興のため事業展開を図っていく所存でありますので、ご理解とご協力をお願いを致します。

三点目は、緊急雇用対策事業の進捗状況についてであります。

本年の標茶町議会第1回定例会において、進捗状況をご報告させていただきました緊急雇用対策事業並びに冬期雇用対策事業について、事業完了の状況を報告いたします。

緊急雇用対策事業につきましては、3月19日まで作業が行われ、延べ619.5人、実人数81人の新規雇用と、現場監督員として再雇用した森林組合の季節労働者延べ114.5人、実人数2人、合わせて延べ734人、実人数83人の雇用になりました。これにより、これまでなかなか手を掛けることができなかった、135ヘクタールに及ぶ町有林の枝払いを行うことができ、町有林の財産価値を上げることができたものと考えています。

また、アンケート調査は全員から回答をいただくことができました。受け取った賃金の使い道を尋ねた設問では、45人は町内での購買、6人が貯蓄と答えており、回答時点で使い道を決めていないという23人を含め、生活の安定と経済の域内循環にも一定の効果が

あったものと考えております。

冬期雇用対策事業については、例年実施しております駒ヶ丘スケートリンク造成、維持管理業務に延べ720人、実人数138人で79日間の雇用があり、更に各地域の農村公園の防腐塗装業務、小中学校教員住宅解体業務等に延べ328人、実人数192人で21日間の雇用となっております。

また、今年度につきましては、例年冬期の雇用に係る就業の場として12月から3月まで実施しておりました当該事業を、季節労働者の方々の声や現在の経済状況を鑑み、4月に観光施設「憩の家かや沼」屋外施設の補修及び町内6ヵ所のバス待合所の防腐塗装を行いました。事業費107万1,000円で延べ72人、実人数32人で6日間の雇用となりました。

いずれにいたしましても、冬期間の就業機会の創出は容易ではありませんが、今後も本町を取り巻く社会経済情勢の推移に注視しながら、多くの皆さんのお知恵もお借りし、効果的な事業展開を図るべく取り組んでまいりたいと考えております。

四点目は、障害者のグループホームの開設についてであります。

このたび、旧釧路河川事務所合宿所において、障害者のグループホームの開設が決まりましたので、報告をいたします。

障害者のグループホームは、障害者の自立と社会参加を目指すための重要な施設であり、かねてから、関係者から望まれていたところであります。

障害者のグループホームにつきましては、標茶町社会福祉協議会が設置する意向でありましたが、標茶町社会福祉協議会に社会福祉法人釧路恵愛協会から設置・運営したいとの申出があり、家族会等の意向を踏まえ、標茶町社会福祉協議会としても障害者福祉サービスのノウハウのある社会福祉法人釧路恵愛協会が設置・運営することが望ましいとの結論に達したところであります。

現在、7月1日の開設に向けて準備中ではありますが、町といたしましても、標茶町社会福祉協議会の意向を踏まえ、グループホームの設置に支援をしてまいりたいと考えております。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原平君）（登壇） 平成21年第2回定例町議会開会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下三点につきまして補足し、ご報告申し上げます。

一点目は、平成20年度町内各中学校卒業生の進路状況および平成21年度学校の現況について、ご説明いたします。

はじめに、今年3月に町内中学校を卒業しました生徒の進路状況ではありますが、卒業生は、総勢82名で、全員が進学したところであります。

進学先の内訳は、標茶高校へ57名、釧路管内公立高校へ19名、管外の公立高校などへ4



名、私立高校へ2名となっております。

次に、平成21年5月1日現在の学校の状況であります。入園・入学児童生徒数については、幼稚園は4歳児18名が入園し、昨年と比べて3名の増。小学校は78名が入学し、昨年と比べて5名の増。中学校は71名が入学し、昨年と比べ1名の増となりました。

標茶高校は、88名が入学し、昨年と比べ21名の減となりました。

在籍状況につきましては、幼稚園は37名在籍し、昨年と比べ5名の増。小学校は438名在籍し、11名の増。中学校は221名在籍し、10名の減であります。町内小中学校の在籍総数は、659名で昨年と比べ1名の増となりました。

標茶高校は271名在籍し、昨年と比べ20名の減であります。

学級数につきましては、小学校、43学級で、昨年と同じであります。中学校では26学級で、昨年と比べ2学級減であります。そのうち、特別支援学級については、小学校8学級、在籍児童数、15名、中学校では8学級で、在籍生徒数、14名であります。

次に、教職員の数であります。小学校は73名で、昨年と比べ1名の増。中学校は63名で、昨年と比べ5名の減であります。全体としては昨年と比べ4名の減となりました。今年度も、昨年に引き続き、北海道教育委員会より、通級指導加配として標茶小学校に1名、指導方法工夫改善加配として標茶小学校に2名、標茶中学校に2名、虹別中学校に1名の特別配置をいただいております。

また、特別支援教育には、支援員として標茶小学校、標茶中学校に各1名を配置しております。

二点目は、図書を受贈についてであります。

標茶町図書館への図書の寄贈であります。標茶町ライオンズクラブから児童図書4セット18冊（5万円相当）の寄贈をいただき、昭和50年からの累計で1,990冊（240万円相当）となりました。

心より感謝の意を表するものであります。

三点目は児童生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

中学生において、3月21日・22日に恵庭市で開催されました「道央中学卓球選手権大会」に標茶中学校、男子・女子共に出場し、女子団体が決勝に勝ち進みました。惜しくも優勝を逃しはいたしましたが、見事準優勝の輝かしい成績を収めました。また、男子団体、男子個人及び女子個人では、健闘するも入賞の成績には至りませんでした。今後における更なる活躍を期待するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

◎議会広報発行に関する事項調査報告

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。議会広報発行に関する調査を議題といたします。

本件に関し、会議規則第75条の規定により、調査報告書が提出されておりますので、委員長報告を求めます。

標茶町議会広報調査特別委員会委員長・深見君。

○広報調査特別委員会委員長（深見 迪君）（登壇） 広報調査特別委員会の調査報告を行いたいと思います。

今回は、平成19年6月18日第2回定例会において、委員会が設置され、伊藤淳一委員、林博委員、深見迪委員、川村多美男委員、小林浩委員5名の委員が選出されました。

以下、年4回の定例議会に関する議会だよりの発行を行ってきました。括弧3番目にそのことが書いてあります。

今回は、委員長に私深見、副委員長に林博委員が選ばれて、その業務を進めてまいりました。

2年間やってみてですね、次のように意見をまとめました。

議事公開の原則に基づき、議会がその運営や活動の実態をわかりやすく町民に知らせていくという義務の一端を果たすよう努力した。

編集では、レイアウトや見出し、写真などで工夫し見やすい紙面づくりや、用語の使い方、町民目線での広報づくりを心がけました。

経費節減のため、できるだけ「広報しべちゃ」と記事が重複しないようにし、ページ数を減らしました。

以上であります。

○議長（鈴木裕美君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、議会広報発行に関する調査を終了いたします。

◎陳情第2号

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。陳情第2号を議題といたします。

本案は、会議規則第90条第1項の規定を準用する会議規則第93条の規定により、陳情

第2号は、総務委員会に付託いたします。

◎一般質問

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

11番・深見迪君。

○11番（深見 迪君）（発言席） 通告に従いまして、質問を行いたいというふうに思います。

まずはじめに、通年雇用促進事業について質問致します。

釧路地域通年雇用促進協議会が創設されて約2年経ちましたが、この間協議会が行ってきたことについて、その成果を伺いたいというふうに思います。

また、通年雇用促進の活動を協議してきたというふうに思いますが、浮き彫りになってきた課題は何か合わせて伺いたいというふうに思います。

二つ目に通年雇用促進事業は、冬期技能講習助成給付金や冬期雇用安定奨励金の各制度に代わる季節労働者対策事業として創設されました。政府・厚生労働省の施策として実施されてきたこの事業さえも平成19年度から平成21年度までの事業と聞いていますが、平成22年度以降もこの事業が継続される見通しはあるのでしょうか。

また、季節労働者の所得につながる事業の展開や、それを保障する予算規模の拡充についての見通しは依然として暗いのかどうか伺いたいというふうに思います。

町長は、これまで協議会の一員として季節労働者の仕事確保や暮らしの応援のため、協議会の中で努力されてきたというふうに思います。これらについて、町長がこれまで同様に協議会において強く主張し事業の前進を図るべきと考えますがいかがでしょうか。

通年雇用促進事業の一つに「資格取得支援事業」がありますが、釧路地域では4月から利用できない状態となったのはなぜでしょうか。季節労働者の実態を考えれば、遅くとも4月頃利用できるようにすべきではなかったのではないのでしょうか。今後の見通しについても町長の所見を伺います。

町はこれまで季節労働者対策事業を先進的に推進してきましたが、季節労働者の現状に即してさらにこれを拡充すべきと考えますが、この点についてどのように考えていますか。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番、深見議員の「通年雇用促進事業は季節労働者の雇用確保や就業促進について実効ある事業にすべきではないか」とのご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、当該協議会は通年雇用安定給付金制度の暫定2制度が平成18年度を持って廃止されたため、経済団体、労働団体、行政機関及び北海道季節労働者対策連

協議会が国に対し所要の対策を要請して創設された「通年雇用促進支援事業」を受託すべく管内の15機関・団体で組織し発足したものであります。

はじめに、協議会が実施してきた主な成果と課題とのお尋ねであります。協議会総体としては各種セミナーや企業訪問、資格取得事業等を実施し、実績としては企業訪問379社、事業者向けセミナー179社の参加、季節労働者向けセミナーは99人の参加があり、各種資格取得者は114人となっております。

本町では、38社45人のセミナー参加、資格取得者につきましては11人となっております。雇用対策支援の一助となったものと思われま。

一方、所得保障に関わるものは認められないなどの使途制約が多い内容については、実効のある制度への改善が求められております。

次に、平成22年度以降も、この制度が継続される見通しがあるのかのお尋ねにつきましては、当初から事業実施は3年を目途とされておりますが、現時点では、今後についての詳細な情報が提示されておらず、判断いたしかねているのが実情でありまして、ご理解を願います。

したがいまして、季節労働者の所得につながる事業展開並びに予算規模の拡充についての見通しにつきましても同様であります。当該制度につきましても、制度発足時より、季節労働者本人の賃金や受講給付金等労働者の所得保障に関わるものは認められないとされるなど、要望内容と国の考え方に大きな相違はあるものの、私といたしましては、引き続き制度が継続されることと、真に季節労働者が望む実効ある制度内容となりますよう協議会において主張してまいりたいと存じます。

次に、地域独自事業分であります「資格取得支援事業」が4月頃、利用できるようにすべきとお尋ねですが、当初、全体の合意が得られる総会が5月であり、それ以前の利用要望に関する対応が十分でなかった点をご指摘のとおりであります。すでに改善されており、現在は、事前に協議会に計画書を提出し、承認を受ければ可能となっております。

また、本年度の総会におきましても、事業計画の早期提出と総会の早期実施について主張してまいりましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、季節労働者対策事業の拡充についてですが、本町におきましては、長年にわたり冬期雇用対策事業を継続して行い、本年度については労働実態を考慮し、4月に事業の前倒しを行うなどの措置を行ったところであり、また、新たな事業につきましても積極的に取り組んでまいりました。

今後につきましても、今日的な社会経済状況を踏まえ、より効果的な事業展開とできるだけの拡充を模索してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 国の施策については別にしてですね、町長の姿勢とご努力に対し

ては、ほぼ納得のいける答弁であったなというふうに思います。

二点ほど付け加えて再質問したいのですが、この「資格取得支援事業」の開催時期、これは私、5月の末にですね釧路支庁に行きまして、担当課長と話してきました。どうしてなんだということを行いました。今の町長の答弁と同じで、全くそのことについてはですね、不徳のいたすところという言葉は使いませんでしたけれども、それに近いような表現でですね「今後改めたい」というふうに言っていました。しかしですね、今年度の場合ですね、さかのぼって実施できる、これから以降はね、事業を活用できるようにするって言いましたけれども、季節労働者の実態から見るとね、冬期間や3月、遅くとも4月までにそれに関わらなかつたら、実効あるね施策とは言えないのですね。5月、6月はもう仕事に入りますしね。そういう点ではいかにも協議会といいますか、道も協議会もですね季節労働者の人たちの実態をね把握しないで行っていたなというふうに思います。根室なんかはねよく話し合って4月から実施できるようにしたんですね、だから、その点については残念だなというふうに思います。その点については非常に遺憾であるのですけれども、先ほどの町長のご答弁にあるように、今後協議会の一員である町の努力を期待するものがあります。

町長、最後の部分でですね、ここに一つ紹介したいのですが、「はしどい」という同人誌が釧路にあるんですよ。2年に一回これを出して、もう9回目だっていうから、ほぼ20年近く活動している同人誌だと思うのですが、創作や詩、短歌、エッセイ、同人誌ですからそういうものが掲載されています。手に入れてですね、ページをめくっていて、ある短歌をみてちょっと驚いたんですが、次のような短歌が発表されていました。紹介したいと思うのですが、『枝下ろす町の予算の仕事あり 面接受くる並びならびて』同じ人が書いたのですが、『おにぎりは梅干し入れて三つ持つ 集合時間に十分速く』『働くは嬉しと云いて銭受くる 神棚上ぐる一時ありぬ』『いちにちは九千八百円の出面なり 百五一六十本枝切りす 冬』

昨年、町単独の事業として行った枝切り作業の仕事に参加した、これ標茶の季節労働者の方の作品が載っていたんですね。偶然目にしたんですよ。

一つの仕事づくりがですね、こんなにも感動的に作品にまで昇華されていることに私は驚きました。人間いくつになっても仕事があるというのは、無論収入やお金のこともありますけれども、それだけではない大きな力、標茶町の住民でよかったといえるまちづくりの力につながっていると思います。

この最後に私は、確かに国のそういう通年雇用促進協議会、促進事業がありますけれども、とてもそれで間に合わないの、町は一生懸命努力してですね予算を作って季節労働者の対策事業を行っているということは、誠に誇るべきであります、さらにですね、この短歌にあるような心を受け止めてですね、この面についてさらに拡充していただきたいというふうに私はこの短歌を読んでさらに思ったわけですが、もう一度町長の、感想を含めてでもよろしいんですが、お話をお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

私どもの努力が非常に、本当にですね評価いただいたということで、感銘を受けております。

やはり、今議員がご指摘になりましたように、やはり、世の中のためになにかするということをですね評価してもらおうというのが、私は一番大事なことだと思っております。昨年からずっと職員一丸となって、なにか仕事はないのかなということ、みんなでほんと、機会あるごとに何かないのかなのかということを検討しております。どうか議員諸氏におかれましてはですね、私どもではなかなか幅広い視点からの考え方というのはなかなか出来ないものですから、今後もこの冬に向けてですね、なにか新しい、こんなことをすればやはり町民のみなさんが喜んでいただけるような仕事があれば、これからもどうぞお寄せをいただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） それでは、次の質問に入りたいと思います。

農地法等の改正案が今国会に提出されています。今朝の新聞報道にもありましたが、どうやら参議院の委員会で本日それが採択されるというような報道がありました。私は、この畑違いではありますが、農地法等の改正案というのは、標茶町の農業発展に重大な障害をもたらすというふうに考えて、いくつか質問をしたいというふうに思います。

まず第一点目ですが、農地法の改正案が国会に提出されて審議されているのですが、情報によると先程私が言いましたように本日委員会で採決され、そしてこのままいくとですね、今国会でこれは決まるというふうに聞いているわけですが、この農地法改正案というのは、標茶町の基幹産業である酪農経営に大きな影響を及ぼすのではないかっていうふうにと懸念しています。そこで、標茶町の酪農を守るという観点から次のようなことについて、町長のご認識を伺いたいというふうに思います。

まずはじめにですね、この農地法改正案は、農地に関する権利、自ら農作業に関する者かその協同組織にのみ認めるというこれまでの原則をですね、その貸借について放棄したものになるということではないかと、いうふうに思います。それは、「農地は耕作者のもの」という耕作者主義を空洞化するものとなっていると、私は解釈するのですがいかがでしょうか。

二つ目に、小作地の所有制限や標準小作料制度を廃止し、賃貸借の期間制限を20年以下から50年以下にするのは、農地の賃貸を超えて事実上所有権を与えるに等しいのではないと思うのですが、町長のご認識はいかがでしょうか。

また、このことは競争力の強い企業に道を開き、結果として地元の農業者の実情を無視し、地元農業を脅かすことになるかと考えるのですがどうですか。

農地制度は、農業や農村社会の行方に重大な影響を及ぼすものであります。もうけ本位の農外企業に農地をゆだねることで地域農業は活性化し耕作放棄地の解消となるとは到

底考えられません。企業参入についての町長のご所見を伺います。

法案では一般企業が農業に参入する際、その許可に町長が関与することとなっています。町長が許可する際の基準と観点はどのようなお考えでいるのか、お聞かせ願いたいというふうに思います。

最後にですね、耕作放棄地が広がる原因というのは、これは理由にしてこの農地法改正案、これを最大の理由として改正案は出ているのですが、この耕作放棄地が広がる原因は、輸入自由化や経営が成り立たない乳価等にあり、規模を問わず安心して農業に励むことができる価格・所得補償等あるいは後継者育成や新規参入への支援こそ、行われるべきと考えるのですがいかがですか。

以上の点から農地法改正案は、食料の自給率向上や環境保全、家族経営中心の地域に土着した農業に背を向けたものになり基幹産業を酪農としている標茶町として、受け入れ難いと考えますが町長のご所見を伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 農地法等の改正案は、標茶町の農業発展に重大な障害をもたらすと考えるがどうか、とのご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、本年2月24日に国会に提出された農地法等の改正案は、農地法が掲げた自作農主義の理念を改め、制度の基本を「所有」から「利用」に再構築しようとするもので、所有資格の制限を緩和し、あわせて賃借を通じた農地の有効活用を図るためと説明をされています。

法案審議の過程で、衆議院農林水産委員会において、一部修正と附帯決議が加えられた上で、5月8日に可決され、現在は参議院において審議が行われています。

この修正により、第1条の目的規定で「農地についての権利」すなわち所有権及び利用権の取得を促進すべき対象を単に「農地を効率的に利用する者」とし、その適用として、農作業にまったく従事しない法人や個人にも利用権取得を認めるものとしていた原案に対し、権利取得者はあくまで「耕作者」であるのが「本則」で、それ以外の個人や法人は「例外」となり、利用権のみ、かつ特別の制約条件の下でのみ権利取得が認められることになっています。

一点目の耕作者主義の空洞化と解釈するがどうかとのお尋ねにつきましては、冒頭ご説明いたしましたように、法改正の目的が制度の基本を所有から利用に転換しようとするものと理解をしており、地域における限られた貴重な資源である農地を地域との調和を図りながら、有効な活用を目指すという方向性については評価をしております。

二点目のお尋ねのうち、まず小作地の所有制限と標準小作料制度の廃止につきましては、衆議院農林水産委員会において9項目の附帯決議が付されており、第1項として、我が国農業は、家族経営および農業生産法人による経営等を中心とする耕作者が農地に関する権利を有することが基本的な構造であり、これらの耕作者と農地が農村社会の基盤を構成する必要不可欠な要素であることを十分認識し、農地制度の運用に当たることとされて

おり、又第5項として、標準小作料が規範としての機能を発揮していることを踏まえ、新たに設ける実勢借地料の情報提供の仕組みへの円滑な移行を図ることとされており、地域における混乱が起きないように制度設計を要望してまいりたいと考えています。

次に貸借期間制限の延長につきましては、果樹などの特殊な作物では、長期間の貸借権を設定することが安定的、計画的な農業経営につながることはあると考えられます。

ただ、どんなに長くなろうと所有権に化けるものではないとの大臣答弁がありましたが、本町のような酪農専業を基幹とする地帯において、それ程の長期化が効果的かどうかについては、判断は分かれるのではないのかと思います。

三点目の企業参入についてのお尋ねにつきましては、利益を追求するのはどなたであっても否定するものではなく、農地の有効活用と、起業による雇用等により地域経済や社会への貢献が頂けるのであれば、農外企業だからといって、頑なに拒むなものでもないのではと考えております。

なにより、消費者が生産者に求めるのは、安全な食料や製品の安定的な再生産であると思います。

私はこれまでも、地域社会や農業の持続性が保たれていくためには、多様な経営体が存在していくことが有効ではないかと申し上げてまいりました。企業法人による極端な寡占化は望んでいませんが、家族経営や協業法人等々が共存し、それぞれの持てる力を発揮することが望ましいと考えており、修正案に賃借権設定許可の要件として、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に経営を行うと見込まれることという要件が追加されておりますこともご理解を願いたいと思います。

四点目につきましては、これは、一般企業に限ったものではなく、「農業委員会が農地法第3条第1項の農地又は採草放牧地の権利移動の許可をしようとするときに、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適性かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。」というものです。具体的な運用についての詳細は、まだ明示されておりませんが、文字どおり農業上の適性かつ総合的な利用を確保する観点になろうかと考えているところであります。

なお、この3条許可に際しましては、第3条第2項第7号に「周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがあると認められるとき」は許可することができない。ともされており、運用上混乱をきたすことが想定されるとの指摘があり、全国農業会議所からも判断基準の明確化が要望されています。

五点目のうち、まず輸入自由化につきましては、現実的に輸入がなければ、私たちの食生活はどうであるのかということ直視することも必要ではないかと考えますし、世界には、食糧を輸入しなければ生きていけない地域や国があることも事実であります。国際的な自由貿易の確保を目的にしたWTOは悲惨な大戦の反省から世界の英知が選択した体制であることを忘れてはならないと思います。



次に乳価につきましては、生産コストと売買価格についてのお考えは種々あろうかと存じますし、市場原理だけに委ねることには疑問を感じますが、生産規模の大小を問わず、農業に励むことのできる価格・所得補償等をとのご意見については、消費者の理解がどこまで得られるのかということが重要ではないかと思えます。

後継者育成や新規参入への支援については、より実態に即した一層の拡充が必要であると考えています。

六点目につきましては、今回の農地法改正には、議員ご指摘の「賃貸の自由化」のほか、「転用規制の強化」と「農地の面的集積の促進」というポイントがあると言われております。これらが総合的に運用されることで、農地の減少を防ぎ、面的集積が図られれば、農作業に大きな効果をもたらすことが期待できます。ただ、実際には、全国各地それぞれ、気候や自然条件、地形等には大きな差があり、農地の規模や所有・利用の実態、更には農地に対する価値観が歴史、文化等によっても多様であるにも拘らず、一律に規定し、運用することには困難があるのではと考えています。また、賃貸の自由化は、農業を全面的に市場原理に組み込むことにつながるという危惧を持つ識者もおりますが、修正案とあわせ附帯決議が十分に反映されることで、農村現場の不安は軽減されるのではないかと考えています。

いずれにいたしましても、現在、法案は国会での審議中であり、本町、本道の地域の実態に即した、かつ、無用の混乱を招くことのないよう、政省令での運用面の肉付けを、関係機関との連携の下に、強く要望しておりますのでご理解を願いたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 最後ですね、強く要望していくというその要望の内容をですね、後でもし大雑把でも紹介していただければというふうに思います。その上に立ってもう少しこの問題についての認識をですね、深めたいなというふうに思うのですが、ご承知のように小作料の標準額というのは標茶町もね、きちっと決まっています、大体世間の情勢ですか、社会的な状況によってその標準額が変動すると。それは、農業委員会の方々やいろんな側面からですね、それを吟味してその標準額を決めていくわけですが、私が一番心配しているのは、歯止めの附帯決議があるというふうに町長は認識されているようですが、いわゆる小作料の標準額ね、これはとにかくこれが全く自由になるとね耕作者の農業経営、資本力のない耕作者の農業経営がね非常に不安定になるのではないかとということで、これに対する歯止めのね意見もずいぶん出たと思うのですが、結果的にはね、この農地法の改正でいろいろ附帯決議とか出ていますけれども、はやく簡単に言ってしまうとね、農地法の改正でこれ消えてしまうのではないかと、標準額というのはね。そして、今までもこれに参入していた企業の方々の意見を聞くとね、これで失敗した方の意見なんですけど、とてもじゃないけれども優良でない土地をね買って大損したと。だから優良な土地をね買いたいんだと。そのためにはこの標準小作料を大幅に超える金額でも惜しくないのだというこ

とで、結局、資本のある資本力のある企業がねこれにどっと参入してくれば、そしたら、今まで標準小作料を作って守ってきた土地がね、そういう方に流れていってしまうのではないか。その心配は非常にあるので、その点について、まあそれは歯止めがあるからという町長のご認識だったのですが、その点については心配、本当にされていないのかどうかということが第一点と、もう一つはですね、ついでなのですが、この委員会の中で聞いたら、自民党の提出した側の人たちの委員の方からもね、外国産業の参入をね非常に危惧しているということで、修正のさらに再修正を考えていたというね話も聞いた。これは結局だめになったわけですが。こういう外国企業の参入なんかも含めてね考えていったら、本当に標茶の農地がね守られるのだろうかという心配がすごくあるんですよ。そういう点で、もう一度町長がどういうふうに認識されているのか聞きたいのです。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ご理解をいただきたいのは、利用されていない農地に対してどうしていくかということでありまして、地域の中で担い手なり生産法人なりが希望すれば、それはそちらのほうが優先されるというのがこの法律の基本であります。そういった中で誰も引き受け手のない農地については、今まで認めていなかった農外法人に対する利用を認めるということでございますので、そこについてはたとえば、今議員がおっしゃったように標準小作料だけの問題ではないという。ただ、私もこの標準小作料という名が廃止されるということに関しては、ある程度の懸念はしておりますし、その代替措置として今想定されております、実勢の借地料という考え方を農業委員会等々がどのように貸付についてはかなり重要な問題だと思っておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） そのことはね、法案の内容見ればねそのとおりでと思うんですよ。私が心配しているのはね、それ以上のことは答えられないというかもしれませんけども、今ね、利用されていない農地に関しての法律なんだというふうに言いましたけどもね、確かにそういう仕組みにはなっているんですが、しかし外堀がね、たとえば標準小作料の問題にしたって、それから賃貸のね期間が20年から50年たらね、50年たら貸す側も借りる側もねいなくなっちゃうような年数でしょう。こういう外堀の埋められ方を見るとね、利用されていない農地に関しての法律ということが、果たしてね信用できるのかどうかというね、そこが心配なんです。その点についてはどうですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

農地の貸借の特例として民法の特例であります20年を、特例として50年まで認めるということでありましてそれは、50年以内ということで、これは、あくまで貸し手と借り手の話し合いの中で設定されるものでありますので、あながちすべての、たとえば利用されていない農地が50年ということになると私は想定しておりません。多分貸す側においてもですね50年というものに対するリスクなりいろいろな当然考え方があろうかと思っております。

で、すべての農地とは考えておりませんし、先程もお答えいたしましたように酪農専業地帯である本町においての農地の貸し方としてですね、すべてが50年になる、それもすべてが農外企業という形には想定しておりませんので、そこら辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） なんか私、質問していながら農業関係者でもないし、農業委員でもないのにね、口幅ったいこと言っているのかなという気はするのですが、しかし、基幹産業である酪農で、それを保障するこの農地を守るということはね、標茶町のねこれからの将来に大きな影響を及ぼすものなんですね。誰もがやっぱり関心をもたなければならぬ内容だというふうに思うのです。私は、多分国会はね情勢としては通るのかなと思うのですが、唯一ですね頼りにしているのは、農業委員会の縛りですね。それから町長の許可、この点についてこれが本当に先程町長がご答弁なさったような形でね、これきちっと行っていければね、相当の歯止めになると思うのですけれども、最後にですね、その点の町長が標茶の農地を守る、農業を守るという観点でどういう決意でこの農地法改正に当たってですね、もたれているのか意見を伺いたいというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先程からお答えをしていますように、現在利用されていない農地を利用したいという人があった場合にどうかというのがこの法律の考え方であります。議員は先程から標茶の農地、標茶の農地というお尋ねをされておりますけれども、先程私申しましたように、現在世界ではですね、私どもはこのWTOという自由化というのがこれは前提であります。それは輸入されることもそうですけれども輸出ということも当然考えてなければいけないわけであります。標茶の土地においてこの年間1,000ミリもですね、降雨のあるような条件の土地が、この土地がですね利用者がいないからといってそのまま放棄されるということがどうということなのかということも、やっぱり私どもは考えていかなければいけないと思います。したがって、町内においてその利用がなければですね、町外からでも利用される方があって、それが地域の混乱を招かないのであれば、それはそれで私どもは認めるべきではないのかなというのが私の考え方であります。それと標茶の農地に関していうと農業委員会さんの方からですね、今回の法律改正に関しては、懸念されることは質問状として出されておりますし、そこら辺については、判断は農業委員会のみなさん方の賢明な判断をされると私は考えておりますし、私は私のほうに質問、質問というか問われた時には私としては地域全体の中で考えていきたい。ただそのこととですね、農地が生産だけの農地ではないということもこれ事実なわけです。平成11年に新農業基本法が制定されました。その中で農業が認められるのは多面的機能ということも明記されているわけです。それは生産されるだけではなくて、逆にいうと私どもが望んでいるのは優良な農地を優良な農地として守っていくためには、逆にいうと過去の歴史の経過の中で、無理して農地にしたと

ころもあるわけです。それを未来永劫農地として守ることが本当に正しいのかどうかというのは、これは私は違うのではないかと考えております。したがってそういったことも総体的に考えながらいわゆる生産される可能性のあるところで生産してゆくということと、それといわゆる環境も含めた農業全体をどう守っていくのかという観点、ということとを農業委員会のみなさんとともにですね考えながら進めてまいりたいとそのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

（「要請を、どんな要請だったのか」と言う声あり）

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

農業委員会のほうから、全国農業会議所を通じて要請しているものについて、ちょっと何点かございまして、全体についてはちょっと今資料をもっておりませんので、担当のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 農業委員会事務局長・牛崎君。

○農業委員会事務局長（牛崎康人君） 要請の内容についてお答えいたします。

今、町長のほうから全国農業会議所ということがありましたけども、今、私が見ているのは標茶町農業委員会として独自に要請をした要請書を見ております。

その内容は、まず一点については長期間の貸借期間の制限について、これについては懸念される部分があるので運用のルール等についてしっかり定めてほしいという、そういうことであります。

それから二点目は、一般企業の農地の利用制限についてなんですけども、農地法改正案では一般企業の農業参入が緩和されることとなり、農地の利用については遊休農地・優良農地も特に制限がなく一般企業へ貸借をできる内容となっているが、一般企業の場合、利益が得られない時は耕作放棄することが懸念され、地域の農地の荒廃がさらに進展する要因ともなりかねないことから、農地の利用については、認定農業者など専門的な担い手への農地集積を優先することということとあります。

それから三点目は、小作地の所有制限の撤廃なんですけれども、これにつきましては、小作地の所有制限の廃止は貸借による農業経営を過度に促進させ、認定農業者以外の農業者でも制限されずに農地の貸借が自由に出来るようになるので、担い手の農地の分散化が懸念されることから担い手への農地集積を優先すること。

それから四点目なんですけども家族農業者に対する政策の重視ということで、地域の農業を担っている家族経営体あるいはその発展形である協業法人等が今後も安定して経営を継続していけるように担い手政策等の自作農主義を基本とした政策を重視してほしいということとあります。

それから五点目は、標準小作料制度の廃止に伴う措置についてということとありまして、小規模農家と一般企業との間で競合関係が生じ、賃貸料の高騰が懸念されるため、従前の制度を鑑み、農業委員会または関係機関が強い指導力を発揮できるよう講じてほしいということとあります。

六点目は、農地転用許可制度の見直しについてでありますけれども、優良農地の確保を図るため、今改正案においては農地転用規制の強化をすることとされておりますけれども、一方でいろいろな条件により生産性の低い農地等の適切な土地利用推進を目的とする植林転用については、別途基準を設けるなど、転用許可制度を総合的な視点から見直しをしてほしいという内容であります。

それから、七点目は、農地行政の適正な執行に向けた予算の拡充強化についてということでありまして、これにつきましては農業委員会の業務に見合った組織体制整備を図ることが重要であり、そのために関係予算や交付金制度の拡充強化をしてほしいという内容であります。

最後になりますけれども、地域特性を活かした指標の導入についてということでありまして、農地制度全般について、地理的・人的・自然環境的にも多くの要素で異なる都府県と北海道をひとくくりで規定することに無理を感じるため、農地制度における所有と利用の分離や貸借期間の長期化、転用規制の強化等、将来に禍根を残さぬよう地域の実情に応じた制度見直しを進め、地域ごとの指標・方針を導入することという内容になっております。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 今の要請事項について、町長も同じ意見、姿勢でいると確認しているのですね。それは。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） はい、そのとおりでございます。

○11番（深見 迪君） 終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で11番・深見君の一般質問を終わります。

続いて、6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君）（発言席） 私はですね、新型インフルエンザの対応についてということでありまして、この春からですね、世界的に非常に恐怖の中ですねインフルエンザが発生をしてくているということでありましてですね、つい先日まではですね、本当に対岸の火事ではないかという感じはしていました。ところがですね、6月の11日ですか、これが北海道にも渡ってきたということですね、また今朝ちょっと出かけにですね新聞を見たら、帯広近辺にも3名ということになってきているわけですが、この間ですね、町としてですね、この春から発生時までですね、どのような考え方をもっていたのかということが一点とですね、これからこれが入ってくることによってですね、どのような関係機関との対応やっていかなきゃならないのかと、当然、病院・保健所・消防・町というようなかたちですね、対応していかなきゃならんのだろうとは思いますが、特にですね、高齢化が進んでですね、老人の方にかかる死亡率が高いということもあります。また、今の段階ではですね、ある程度海外旅行をしている人たちがですね、若い人たちがかかっているということもありますけれども、けして安心はできないだろうというふ

うに考えております。12日の新聞にもですね、WHOではですね、フェイズの5から6、最大にしたということですね、非常に危機感を感じているわけですね、この間ですねこのような問題発生したときに、町としてですね、どのような対応ができるのかと。一つにはですね、このあいだのテレビのアンケート調査の中で6月の手当を貰ったら何を買うのかというときにですね、2番目にエコカー、1番目にですねマスクということが出てきたということで、笑うに笑えないようなですね状況下にあるわけなので、この点についてですね、これから町としてどのような対応をしていくのかという考え方をお聞かせを願いたいと思います。

それから、もう一点ですね。

○議長（鈴木裕美君） 次の項目に入りますか。

○6番（後藤 勲君） したら一回、この点についてお願いします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 6番・後藤議員の新型インフルエンザの対応についてのお尋ねにお答えをいたします。

新型インフルエンザへの対応につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に基づく法律に基づく、政府の基本方針及び特定感染症予防指針に基づき、都道府県及び市町村が行動計画を策定し、予防、まん延の防止、医療提供体制など総合的に実施することが求められています。

今回の新型インフルエンザにつきましては、WHOが4月27日に警戒水準4、4月29日に警戒水準5、6月11日に警戒水準6に上げましたが、警戒水準は、健康被害の深刻度を示すものではなく、地理的な広がりを示すものであり、特定の国だけでなく、地球規模で感染者が出ていることから位置付けされたものであります。

また、健康被害の深刻度を示す基準は別にあり、強度、中度、弱度の三段階で示され、今回の場合は弱毒性であります。一部北米等で重傷者が目立ったことから中度となっております。

本町の「新型インフルエンザ対策行動計画」につきましては、現在のところまだ策定はしておりませんが、4月30日に関係課長、病院事務長及び消防署による「新型インフルエンザ対策会議」を設置し、住民への情報提供及び予防対策等の方針を決定するなど、情勢の変化に対応するため、新型インフルエンザ対策事務局会議を含め数回開催したところであります。道内で感染者が発生しましたので、感染経路や二次感染等の状況、今後の感染者の発生状況を勘案し、「新型インフルエンザ対策本部」の設置を判断してまいりたいと考えております。

また、現在の政府及び北海道の新型インフルエンザ対策行動計画は、猛毒性のウイルスを想定した行動計画であることから、今回の弱毒性のウイルスへの対策につきましては、政府も新たな対処方針を決めたところであり、今後、政府の対処方針の動向を注視しながら、早急に本町の行動計画を策定してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りた

いと存じます。

次に、本町での感染者が発生した場合の対応のお尋ねであります。まず、発熱等の症状が出た場合、保健所の発熱相談センターへ電話で問合せをしていただき、その指示に基づき、発熱外来を設置している新型インフルエンザ対応指定医療機関へ受診し、簡易検査で感染が確認された場合、保健所を設置する市を除き、新型インフルエンザ対応医療機関から道立衛生研究所において詳細検査を行い、感染を確認することになっておりますが、現在、釧路保健所管内で、発熱外来を設置し、新型インフルエンザ対応の指定医療機関は、北海道知事が指定した釧路市立総合病院だけとなっております。

その結果、感染が判明した場合、前段申し上げました「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、感染の拡大を防ぐため感染経路の特定を行うなど、釧路保健所や関係機関、関係事業所等と連携して、適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） それなりの対応をしているんだということがよく分かりました。

それとですね、昨日もちょっと出たのですけど、このウイルスがですね、特に人から人へうつるような、逆に悪性になっているというようなこともですね、出てきているようなので、ひとつその点をですねよろしくお願いをしたいと思います。

それではですね、次に、駒ヶ丘公園の散策路についてということで、私もですね、何回かあそこを通ったのですけども、昨年からですねみると、木道がですね、非常に腐れてですね、あちこち穴があいていると、正直なところ、ちょっとゆすってみるとですね、ぶわぶわしてまた落ちそうかなというような気もしています。また、危険というかたちの中ですね、テープを張って、なんていうのかな、危険箇所についてはですね、それなりの対応しているようなのですけども、それがもう当然テープやなんかも取れちゃって、何処でどうゆうようなかたちをなっているのかということがなされていないと、いう部分があります。それでですね、この春というか、当然ですねああいう所については、春先というのはですね、皆がよく歩いて行こうというような気になる場合なんですけれども、その時においてですね、出来るだけですね、早めにあれを早急にですね改修をしていただきたいなというふうに思います。また、見ている限りですね、防腐剤が非常にあまり効いてない材料を使ったのかなってというような気もしないでもないのですけども、今後ですね何か違う材料があればそれに対応するなりですね、防腐剤のきちっと効いた物をするなりですね、そういう対応をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 駒ヶ丘公園の散策路の木道補修についてという質問にお答えいたします。

駒ヶ丘公園の木道につきましては平成8年から平成9年に約770メートル整備されましたが、11年を経過しており、数年前から老朽化により踏み板の腐れ落ちがみられ、部分補修で対応してまいりました。

今年度雪融け前にも、利用者からの連絡がありましたので点検確認をおこない、町有施設整備基金による補修を検討し当初予算化をしております。

その間、注意喚起の意味でピンクテープを張るなど、利用者自身による安全利用を期待して、完全通行止めをしない方策で対応してまいりましたが、その間にも腐れ落ち箇所が増加している状況であります。

補修についてでございますが、現予算のなかでの今年度の補修対応につきましては、準備が出来次第、早急に実施してまいりたいと考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

また、直近の調査結果で申し上げますと数年前と比較しても傷みが全体的に進行している状況であることから、全体的な補修か、又は木道の構造変更も念頭にした、年次計画を持った対策も利用者の皆様のご意見を承りながら、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） もう一つ付け加えておきたいのはですね、車椅子によるですね木道を回るような手すりですね、あれがなんていうのかな、壊されているという部分とですね、それから、途中車椅子で行くために、水路といいますか、水切りのところですね、非常に段差があるということがありますのでですね、この辺についてもちょっと逆に自転車行っても大変あそこの穴があってあぶないかなあというような気もしないでもないで、その辺も含めてですね、それと奥のほうの除草ですか、道路ふちの除草、もう少し環境をよくしていただけるように、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で、終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で6番・後藤君の一般質問を終了いたします。

続いて、12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君）（発言席） それでは一般質問ということで、一点についてお伺いをしたいと思います。

本年度の町政施行方針を伺い協働の町づくり町民の声を真摯に受け、先頭に立ち積極的に取り組むと大変町長の言葉に力強く感じました。

また、町づくりの基本となる第4期総合計画の策定に着手し、町民の声を聞きその思いや夢を反映すべく取り組みにも積極的に町民の皆様をお願いすると述べられ、総合計画への町長の意気込みを感じました。

そこで、第3期総合計画は平成13年度から平成22年度までの10年間として進められ、あと1年となりました。



池田町政が誕生され2年が経ち、この間、世界情勢も大きく変動し100年に1度と言われる大不況の最中にこれからの我が町、標茶町の次期総合計画を策定される事と思いますが、以下の点について伺います。

現時点で3期総合計画の評価や達成度をどのようにとらえているのか。

二点目に町長は現時点で次期標茶町総合計画への政策課題をどの様に考えておられるのか。

三点目に同時平行され、進められる業務計画はどの様なものがあるのか。

四番目に3期と同様に住民参加型の手法を取るとあるが、どの様な策定を検討されているのか。

五番目にすでにアンケート調査は行われておりますが、分析等について公開予定はあるのか、以下の点について質問いたします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 12番・田中敏文議員の新たな標茶町総合計画の策定についてのお尋ねにお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、現行の「第3期総合計画」につきましては、平成22年度を持って終了いたしますことから、標茶町総合計画審議会において決定をいただきました計画策定基本方針に基づき「第4期総合計画」の策定作業を行っているところであります。

一点目のお尋ねであります。現行計画の評価並びに達成度であります。現在、庁舎内における達成度調査を計画の体系別に実施してございまして、最終集約を行っている最中でありまして。

また、町民の中から無作為で1,000人の方を抽出しての「住民意識、満足度調査」と標茶高校全校生徒へのアンケート調査につきましても実施中であり、それらの集約、分析後、お尋ねの点は明らかになってくるものと考えますのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、次期計画への政策課題とお尋ねであります。これまで本町が取り組んできました、町民の暮らしをより安全に、より便利に、より快適にという基本線を機軸に、なにより人口減少下での少子・高齢化の進展という現実を直視しなければならないと考えています。更には、環境保全や地球温暖化、低炭素社会、資源循環といった時代的な要請への対応も求められてくると考えていますし、医療・介護・福祉の充実や子育て・教育の支援、高度情報・通信社会への加速化、自然と調和した再生産可能な産業の推進等々、健全な財政運営を最優先としながらも、共に育んできた協働の町づくりの伝統を確認しながら、より安心して暮らせる豊かな地域コミュニティを目指した取り組みの具体化を模索してまいりたいと考えています。

次に、同時並行して進められる業務計画とお尋ねであります。総合計画に関連するものとしたしましては、第3期総合計画第5次3ヵ年実施計画の策定、第19回国勢調査が予定されており、また、不確定ではありますが、本年度をもって終了いたします過疎地域自立促進措置法に替わる新たな過疎対策法が制定された場合には、それに伴う新計画の策

定が考えられます。

新たな計画策定にあたりましては、コンサルタントに委託せず、自前で行うこととしておりますが、諸計画との整合性を図りつつ、また、出来るだけ多くの町民から生の声をお聞きする「標茶型パブリックコメント」を重視し、総合計画審議会を中心に、各種施策検討委員会等々のご意見も頂きながら取り組んでまいりたいと考えています。

又、アンケート調査結果については、現在回収中でありまして、現時点での公開時期は明示できませんが、しかるべき時期に公表したいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 今、四点について答弁を受けました。その中で総合計画の中で先ほど町長の答弁のなかに3期はコンサルタントは利用せず行われました。ただ、この次の次期総合計画では状況をみながら、コンサルタントを入れるということでもありますので、一番私危惧していたのは、かなり私、かなりの事業量が多くなるのかなと感じておりました。それについて質問といいますか、町長の総合計画に対しての部分でどのような進め方をされ、進めるのは町の職員の量が多いのかなあと思われます。そして、この政策課題のなかにですね、やはり町民の話を多く聞いて進められるという形の中で、各団体は住民参加の計画作りという形の中で41の自治会、また、町づくり町民会議を設置されるのか、それと住民アンケート等も計画されておりますが、その内容についてですね、3期総合整備計画の今の時点で、町長の総合整備計画に対する思いといいますか、思いを伝えられる地域会と町内会、またアンケートの中には意識調査等もありました。この3期の反省点の中には、町民意識調査の報告書の回答率の33%となっております。また高校生に対しては91.8%の回答率ということで、やはり義務教育をやっているなかでは回答率が高くなっていると思います。また、今回アンケートを出される部分でいけばこのアンケート調査も何回を予定し、前回はまとめる期間を一ヶ月ということで、短期間ではなかったのかなあとこのものも感じられましたので、その点について伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 先ほどの達成度、一番目の部分でいけば、自分なりに調整、集計中だということで、早急に3期総合整備計画の策定を急がれるように思います。二点目に

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 先ほど、私再質問で、コンサルタントの部分につきまして、修正をいただき答弁を求めたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

今までの総合計画の策定のなかで、踏まえた私どもの教訓も生かしながら第4期に向けては出来るだけの努力をしてまいりたいと思っておりますし、議員がご懸念のようにいわゆる町民の声を出来るだけ幅広く聞くことに関して言うと、膨大な事務量が私としてもそこは懸念しております。

また、標茶型のパブリックコメントということで、私どものほうから積極的に出て行って意見を伺うということも想定をしておりますし、たしかに膨大な量は想定をされますけれども、なんとかそこら辺はですね、職員の皆さんにもがんばっていただいて出来るだけ多くの町民の声を聞いて、みんなの夢が叶えられるような計画にしたいとそうように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 先ほどらい、町民の声を聞き新たな総合計画を策定するという形の中で、私ども策定にあたってですね、地域の声をという形の中で、どうしても地域で策定するにあたってですね、やはり、標茶町も膨大な事務量なのかなあと、すると地域、町内会でも総合計画に対してですね、集会なり集まりをもってこの計画にのせていただく部分でどうしても市街地なら市街地ですね、先回のアンケートなりそういうかたちのものを参考にしていくと、やはり総合計画の周知がもう少ししなければ、一般の町民の方はすぐに計画について求められても答えが難しいとか、やはり突然聞かれても意見をまとめてきていないと、やはり、総合計画に対してですね、アンケート等と以上にですね標茶町総合計画に対する町民の意識を高めるために町長としてですね、この次期総合計画に対してですねどのような対応されていくのか、一人でも多くの町民の意見を聞ける場所を町長がこの次期総合計画にかけるものがあれば伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

基本的な考え方としては、先ほどから申し上げてますように、出来るだけ多くの町民の

皆様方の声を聞きたいと考えておりました、手法の一つとして、各町内会・地域会の皆様からもご意見を承る場を設定したいと、そのように考えておりました、担当職員が伺うことになろうかと思っておりますので、是非、町内会・地域会の皆さん方にもですね、そういったことをご協力をいただきたいと思いますし、そのことに対する町民に対する周知等々につきましては、広報等で出来るだけ早い段階で皆様方にお知らせしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 12番・田中敏文君。

○12番（田中敏文君） 以上、総合計画について、更にね、皆さんの声を聞き、あと基本計画策定に伴って私ども町民の一人としてですね、応援をしたいと思っておりますので、速やかな策定等を願って質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 以上で12番・田中敏文君の一般質問を終了いたします。

続いて、15番・平川君。

○15番（平川昌昭君）（発言席） それでは通告いたしておりました、新公会計制度の導入につきまして三点にわたってお伺いをしたいと思います。

正式には、新地方公会計制度の導入ということでございますけれども、企業会計の考え方というのは、平成13年度に企業会計のあり方等々で、たしか私も総務委員会等々で勉強、学習等々させていただきましたが、このところ大変この会計制度は導入がクローズアップされてきたなということで、思いありますのでその対応・見解等につきましてお伺いをしたいと思います。

申すまでもなく、地方自治体が採用している会計はいわゆる現金主義・単式簿記かつ単年度主義であり、この会計の目的は与えられた予算をその年度内にどのように支出されたかを議会に報告することでありました。その現金収支のみの公会計制度だけではなく、企業会計の手法を導入した新たな会計制度として、2011年度から財務諸表を公表することになっております。

そこで、一昨年に総務省からこの公会計制度の整備推進についての通知があり、すでに対応をされていることと思っておりますが、この新会計制度をどのように受け止められているのか。

例えば貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、資産変動計算書などのいわゆる四点セットと言われる整備と作成に必要な情報開示に取り組むことになっており、公表に当りましては、住民にわかりやすいような情報開示に留意すべきことだと思っておりますが、実際にはどのような基準で作成し、どのような情報を公開していくのか。

三点目は、今後相当な時間そして体制、及びコストをかけて整備をしていくことになると思うわけですが、本町としてこの大きな行政改革とも言うべき、新公会計制度の導入についての見解について、あわせて三点について伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 15番・平川議員の新公会計制度の導入についてのご質問

にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、閣議決定による「行政改革の重要方針」等において、地方公共団体における公会計整備、推進が要請され、都道府県並びに人口3万人以上の都市は平成21年秋まで、町村並びに3万人以下の都市については平成23年秋までに「貸借対照表」「行政コスト計算書」「資金収支計算書」「純資産変動計算書」の4表を公表することとなっております。

はじめに、この新会計制度をどのように受け止めているかとお尋ねですが、公会計制度改革の行政経営への効果としては、「財務の透明性の向上と説明責任」「行政評価等との連携」「台帳整備による資産・負債の把握」などがあります。

これまでも安定した行財政の運営を図り、その内容や展望につきましても官民共通の理解を深めるべく努力してまいりましたが、新たな制度により、それらの更なる向上につながればとの思いはあります。

次に、公表に際してのお尋ねですが、重要な点としては、議員ご指摘のとおり、理解可能なものであることが必要で、専門家だけが理解できる内容とならないことがひとつの基準となっています。

また、公表内容につきましては、社会資本形成の世代間負担の状況、歳入額対資産比率、公共資産の行政目的別割合、行政コスト対税収等比率、住民一人当たりの行政コスト等、財務書類を分析しつつ行う予定であります。

最後に、制度導入についての見解とお尋ねですが、本町といたしましては導入の方向で準備を進めておりますが、導入にあたりましては「基準モデル」と「総務省方式改定モデル」がありますが、本町といたしましては、決算統計の積み重ねを行いつつ、財産台帳等を順次整備をしてゆく後者を想定しております。

今後、決算統計を基に準備を進めてまいりたいと存じますのでご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） まずですね、大変難しい分野かなあとお聞きしておりました。というのは、一部事務組合・病院会計・水道会計、まさに民間的な手法ということで、企業会計の考え方で私ども勉強させていただいております。一般会計部門というのは、どの部分から手をつけていくのかな、なによりもですねそのことによって何がメリットあるのかな、つまり住民のどういう情報与えることによって、どう活用していくかなと、私ども含めましてですね、どんなことがメリットあってどういうことになっていくか、そういうことから意識的に改革をしていかなきゃいけない。今、23年度まで総務省からの要請を受けてやらなきゃならない。これは要請ということ、義務付けとしては当然議会側にも示されるのかな、いわゆる素案的なものはね、作られていくのかな、そういう点ちょっとお伺いしたいのと、それと大変、前段で質問いたしましたが、相当時間もかけて

いかなきゃならない、体制も整えていかなきゃならないということからすれば、担当課のみならず横断的な意味ではですね職員体制、研修のあり方ですか、そういったどう捉えていくのかな、その辺の考え方、対応というのはその辺からくるのかなあとと思います。そういった面につきましてですね、ちょっとお考えが、対応についてのお考えをもう一度聞きたいなど。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

この公会計制度移行の効果というのは、先ほど議員が当初からの質問の中でもありましたように、現在の現金主義、単式簿記の単年主義では、なかなか町民の皆様方に財務の透明性といいますか、そういったことがみえないということで今回の指導があったわけでございまして、私どもとしては、出来るだけ町民の皆さん方に本町の状況等理解していただくための手法として、この方法は採用していきたいと、積極的に採用したいと考えておりまして、当然、それにつきましては、議会の皆様方にもお示しすることは当然であります。

また、かなり膨大な作業量になるということで、先ほどお答えいたしましたように、導入にあたっては基準モデルということで、これはすべての固定資産をですね、最初から全部ということでありまして、これはやはりちょっと無理ではないのかなということで、総務省方式の改定モデルということで、決算統計の数字を重ねていくことによって順次整備をしていくとかたちの手法をとらしていただきたい、そのように考えております。

それと、職員に対する研修等につきましては、当然私ども全体としてですね、今までいわゆる町行政を執行していくなかで、全員として共通認識のもとに、それぞれたまたまポジションが違ったということだけでありまして、基本的な考え方は同じでありますので、全職員同一の視点のなかで取り組んでまいりたいと、そのように考えておりまして、研修等についても出来るだけそういった場を設けてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 最後に、大変時間もかかる、コストもかかるということで、そういう面では職員さんも大変これからご苦労なさるなと思っておりますし、民間的な手法、そういうことが、よりですね透明性になるということは、まさに住民に対する周知だと私は思いますが。

ただ、例えば研修にかかるそういったコストの面につきましては、国のほうからそういった面に対する措置というか、いわゆる交付税的な措置というのは今の段階では可能性はあるのでしょうか。それとも、例えば管内もいろいろ取り組んでいかれると思うので、その辺についてだけお聞きしておきたいなと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

現時点においてはですね、国のほうからそういったことについては明示がございませんので、私どもとしてはあまり期待ができないのではないかと、そのように考えております。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 最後に、要望等については今後の課題となろうと思いますが、町村会等々では諮るべきと思いますが、その辺についてのご意見あれば伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） そういったことも含めて、手法等については考えてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、15番・平川君の一般質問を終了します。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時01分

◎報告第10号

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7。報告第10号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 報告第10号の趣旨内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成20年度標茶町一般会計補正予算(第5号)並びに(第6号)で議決をいただきました10件の繰越明許費繰越計算書の調製であります。

当該10件につきましては、平成20年度歳出予算のうち、その性質上または予算成立後の需要に基づき、年度内に支出が終わらない見込みのあるものについて予算の定めるところにより平成21年度へ繰り越して使用するものであります。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

報告第10号

繰越明許費繰越計算書の調製について。

平成20年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するというものであります。

次ページをお開きください。

平成20年度標茶町一般会計繰越明許費繰越計算書。

2款8項、事業名、地域活性化生活対策事業、金額347,327,000円、翌年度繰越額307,327,000円、財源内訳につきましては、国道支出金で285,319,000円、一般財源で22,008,000円。

3款1項、事業名、定額給付金支給事業、金額138,935,000円、翌年度繰越額129,939,250円、財源内訳につきましては、国道支出金で128,678,229円、一般財源で1,261,021円。

子育て応援特別手当支給事業、金額4,761,000円、翌年度繰越額4,749,929円、既収入特定財源では14,929円、未収入特定財源の財源内訳につきましては、国道支出金で4,687,081円、一般財源で47,919円。

6款1項、事業名、道営基幹水利施設補修事業負担金（多和地区）では、金額で43,650,000円、翌年度繰越額で990,000円、未収入特定財源では国道支出金ではありません。地方債で400,000円、一般財源で590,000円であります。

事業名、道営草地整備事業（公共牧場中核型）負担金（多和第2地区）では、金額53,500,000円、翌年度繰越額13,225,000円、財源内訳につきましてはすべて一般財源であります。

事業名、畜産担い手育成総合整備事業（標茶東部地区）では、金額は46,724,000円、翌年度繰越額は10,400,000円、未収入特定財源では国道支出金で3,050,000円、その他で7,300,000円、一般財源で50,000円であります。

事業名、畜産担い手育成総合整備事業（虹別地区）では、金額57,268,000円、翌年度繰越額が19,770,000円、未収入特定財源では国道支出金で5,798,000円、その他で13,877,000円、一般財源で95,000円であります。

8款3項都市計画費につきましては、事業名、都市公園改修事業、金額で33,159,000円、翌年度繰越額33,159,000円、未収入特定財源では国道支出金で15,000,000円、地方債で15,000,000円、一般財源で3,159,000円であります。

4項住宅費では、事業名、町営住宅建設事業（開運団地）、金額では88,128,000円、翌年度繰越額74,075,000円、未収入特定財源では国道支出金で33,313,000円、地方債で33,300,000円、一般財源で7,462,000円であります。

10款3項中学校費では、事業名、標茶中学校（校舎）耐震改修事業、金額では186,700,000円、翌年度繰越額186,700,000円、未収入特定財源では国道支出金で118,170,000円、地方債で58,500,000円、一般財源で10,030,000円であります。

合計で金額では1,000,152,000円、翌年度繰越額780,335,179円、既収入特定財源14,929円、未収入特定財源では国道支出金594,153,100円、地方債で107,200,000円、その他で21,770,000円、一般財源で57,927,940円あります。

調製につきましては、平成21年5月31日であります。

以上で、報告第10号の内容の説明を終わります。

（何か言う声あり）



○企画財政課長（森山 豊君） 失礼しました。

再度、合計額を申し上げます。

合計で金額では1,000,152,000円、翌年度繰越額780,335,179円、既収入特定財源では14,929円、未収入特定財源では594,015,310円、地方債では107,200,000円、その他で21,177,000円、一般財源で57,927,940円であります。

以上で、報告第10号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） この繰越明許費のですね農林水産業費の関係なんですけど、この畜産の担い手の東部地区そして虹別地区のですね、この繰越されたのが湧水が出たということ聞いていたのですが、この湧水が出たということはどの程度の湧水処理がなされたのか、それとですね合わせて多和地区とこの公共牧場の中核型のこの繰越した理由をですね合わせてお聞きをしておきたいなと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、畜産担い手育成総合整備事業の関係の繰越の理由なんですけれども、ご指摘のとおり、湧水が確認されまして、その範囲、湧水量調査、処理対策の検討のために日数を用い、執行出来ることが出来ず繰越明許になったわけでございます。今、私のほうではその湧水の範囲ですとか、具体的な数量については押さえておりませんので、後ほど、ご容赦いただきたいと思います。

それから、道営基幹水利施設補修事業の多和地区の繰越の理由なんですけれども、これにつきましては、一部用地処理が完了せずに附帯工事が翌年度繰越になったものでございます。

それから、道営草地整備事業の多和第2地区につきましては、一部面工事、それから道路整備が分割施工となり翌年繰越となったものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 10番・館田君。

○10番（館田賢治君） この今の公共牧場の関係ね、もうちょっと道路とその分割になったというのはどんなような状態だったのか、ちょっとわかりやすく説明していただけませんか。

それから湧水の関係なんですけど、湧水の今、農林課長が言ったようなことがほとんどそれが100%湧水だと、湧水処理にかかったということであればいいのですが、そのほかはないのですね。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） まず、道営草地整備事業の多和第2地区のことです。

が、面工事の分割と申しますのは、草地整備関係で工事内容を途中で止めることであります。それによりまして、面積にして64.69ヘクタール分が21年度に繰越となってございます。それから道路の関係につきましては、973メートル分が20年度中に執行することが出来ず繰越となるものでございます。

（「湧水の関係は」という声あり）

○農林課長（牛崎康人君） 失礼しました。

湧水につきましては、公社営事業についての繰越の理由は湧水についてのみでございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 総務費で、このたびの生活対策臨時交付金につきましては、20年度は4千万円ということで繰越されるということですが、説明の受けた段階では相当な27項目等々ございまして、主にとりよりも21年度にはこの生活対策臨時交付金については、執行される見通しということで受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） 議員ご指摘のとおり、地域活性化生活対策事業につきましてはすべて27本でありまして、そのうち1本介護保険事業の部分だけは20年度執行、そして残り26本につきましては、本年度内にすべて執行されるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

以上で、報告第10号は、終了いたしました。

### ◎議案第33号

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。議案第33号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第33号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成21年度から平成24年度にかけ、財団法人北海道農業開発公社を事業主体として行う、畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区の草地造成改良、草地整備改良について、その工事を公社に委託するものであり、畜産担い手育成総合事業実施要領に基づき契約を結ぼうとするものであり、畜産担い手育成総合整備事業実施要領第5の3で定められている公社と町が事業実施のために締結する契約でございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第33号、工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結する。

契約の目的は、畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区に係る牧場施設設置工事委託。

契約金額は、208,140,000円。契約の方法は随意契約で、契約の相手方は財団法人北海道農業開発公社理事長近藤光雄でございます。

工事内容は草地造成改良が17戸の参加農家で、32.7ヘクタール、事業費は42,510,000円。草地整備改良が59戸の参加農家で705.2ヘクタール、事業費が300,942,000円で、これら事業費に測量雑費等加えた額から、国の補助金額を控除した価格を契約金額として契約するものでございます。

以上で、議案第33号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 一つ確認をしておきたいのですが、21年から24年までの事業ということで、ここに出ている2億8,100万円というのとですね、今年度当初予算で出ている8,800万円くらいあったと思うのですが、債務負担行為は3億2,000万円くらいあったと思うのですが、この分を足した分でいいのですよね。21年から24年ということになると、債務負担行為は22年からなるわけだから、21年度は単年度は当初予算に8,800万円出ているのです。これを足したものがいわゆる4億円近くなるのですが、4億円出るのですが4億円出た中の、この2億何ぼというこの解釈でよろしいですね。これをまず確認をしておきたいなど。

それからもう一つ資料を貰っております。これの牧場経営のですね、ちょっとこれ現況と計画なのですが、この資料の。いわゆる所得がですね、私61戸で、これ見たら61戸ですからちょっと今61戸で割ってみたのですが、所得がですね現況650万円くらいなるんです。そして、この事業がどの時点でおさえたのかちょっと分かりませんが、24年でおさえたのか25年でおさえたのかわかりませんが、いわゆるこの事業が完了したときの所得4億9,715万1,000円ということになると、これを61で割ると850万円くらいなるのですよ。ですから、農業所得の粗収入、経費を引いたやつが果たしてこの数字になるということで、なるかならんかはその経営のあれもありますけども、計算上は間違いなくこういうことだということよろしいですか。この二点についてお聞きしておきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず一点目の、21年度当初予算に計上した額とそれから債務負担行為で計上されている額の合算が全体の事業費でよろしいのかというご質問なのですけれども、先ほどらい申し上げている事業費とは若干異なるというふうに思います。予算計上しているのは町が公社にお支払いする金額であります。また、今回の工事委託契約金額につきましては、先ほど内容説明のなかで申し上げたとおり、事業費に工事雑費等のその他経費を加えた金額から、国の補助金を控除した額で契約するという、ただ、この今回の2億814万円というのは、4年間通した金額であります。

それから二点目の資料の中の牧場経営の現況数値、それから計画数値の考え方です。これについては、計画数値につきましては事業完了時において、この事業によって効果が得られた自給飼料の確保等によって所得が上がるということで、目標計画値として設定されているものでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 10番・舘田君。

○10番（舘田賢治君） 今、課長言われた数値の違いが出てくる分については、事務費かなというふうにこう私は思ったのです。だから、いわゆるここに出ている数字と今年の単年度分と足したもので4億円出るのですが、多少数字の違いが出てきてもいわゆるそれは事務費的なものなのかなというふうに理解をしていたのですが、そういうことではないのですね。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） ご指摘のとおりで結構です。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は原案可決されました。

#### ◎議案第34号

○議長（鈴木裕美君） 日程第9。議案第34号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第34号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、議案第33号と同じく平成21年度から平成24年度にかけ、財団法人北海道農業開発公社を事業主体として行う、畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区により整備される家畜保護施設・家畜排せつ物処理施設・農機具について整備完了後に町が取得しようとするものであり、畜産担い手育成総合整備事業実施要領第5の3で定められている公社と町が事業実施のために締結する契約を結ぼうとするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第34号、農業用施設の取得について

町は、下記のとおり畜産担い手育成総合整備事業標茶西部地区に係る農業用施設を取得しようとする。よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求めるというもので、取得の農業用施設の名称及び数量は、家畜保護施設整備による搾乳舎3棟、バルククーラー3基、ミルクパーラー3基。家畜排せつ物処理施設としてスラリーストア1基、曝気ポンプ1式。農機具等導入によるモアコンディショナー1台、ハーベスタ1台で、取得予定価格は197,539,000円。取得の相手方は、財団法人北海道農業開発公社理事長近藤光雄でございます。

別にお配りした資料に記載の事業費に、測量試験費等を加えた額から国の補助金額を控除した価格で取得予定価格として契約するものでございます。

以上で、議案第34号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） これもちょっと確認というか確かめておきたいなと思うのですが、1億9,753万9,000円のこの農機具代、いわゆる国費が入ってないわけですよ。これは国費は入ってない。国費が入ってないということになりますと、国費が入ればこの倍になると。国費が入ればですよ。この場合になってですね、いわゆるここに出ている説明資料に出ている農機具はこれずっと足しますとね、足してみたのです、今。足してみたらね、何ぼなったけ、3億4,300万円位なんです。足したら。全部足すと。そうすると、いわゆるここで売却されるやつが、これ国費が入ってないとすればこの倍になるわけですよ。そうすると、ここではいわゆる、何ぼなるんだ、3億9,000万円くらいなるんですよ。この機械が、国費が入ると。3億9,000万円くらい。倍なりますから。そうすると、この倍になった3億9,000万円からですよ、それから今のこの下の農機具を差っぴいたらですね、5,000万円くらいがねちょっとねあまり数字がでかいなと思って。これが全部事務費とい

うことではないでしょ。この辺どうなのでしょう。私の勘違いしているところがあったらご指摘もしていただきたいのですが。なんか今、簡単に計算したらそんなような数字が出たものですから。その辺どうなっているのかなと思ってお聞きしているのですが。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

契約金額とそれから資料の事業費との差でございますが、搾乳舎の建築にかかわる測量試験費、それからいわゆる一般管理費、そういったもので3,000万円ほどが事業計画書のなかで記載されております。また、そのほかに建設利息・工事雑費・事務費等が加わっての金額でございますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 10番・館田君。

○10番（館田賢治君） そしたら今私が言った数字は今課長の言われたようなことで5,000万円からそのようになるということでもいいのです。いいですよ、測量試験費にとられた、何にとられた、そしてこうだからこうだという、今、簡単に私計算した5,000万円からのお金は、この施設のほうだけで取られるということでもいいですよ、事務費として。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 今、議員5,000万円からという金額を申されましたが、搾乳舎の測量試験費は871万8,000円でございます。それで、その他総体して総事業費、国の補助金を控除する前の事業費なんですけれども、この搾乳舎から始まって機械の導入までの合計につきましては3億9,124万円というふうになっておりますのでご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 10番・館田君。

○10番（館田賢治君） それでね、この下の数字を足してったら3億4,000万円くらいでしょ。今、資料に出ている数字を足してったら。したら差額5,000万円くらいだから、事務費とかそういう測量試験費だとかという考え方でいいんですかって、そうやって聞いているんですけど。いいですよと言ってくればそれでいいですよ。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） そのとおりでございます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第34号は原案可決されました。

◎議案第35号

○議長(鈴木裕美君) 日程第10。議案第35号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長(井上 栄君)(登壇) 議案第35号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結についてございまして、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容について資料と合わせご説明申し上げます。

資料につきましては、3ページになります。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

契約の目的につきましては、標茶町中学校(校舎)耐震改修建築主体工事でございます。工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造3階建4,192㎡の既存の中学校の補強でございます。補強の改修方法につきましては、RC耐震壁6箇所、これは鉄筋コンクリートの耐震壁でございます。それから鉄骨ブレース19箇所、これにつきましては鉄骨のいわゆるすり替えによります補強方法でございます。それから耐震スリット25箇所、これにつきましては耐震のいわゆる切込みを入れることによって、耐震補強を高めるというものでございます。その他といたしまして、梁に炭素繊維を巻くことによる補強ほかとなっております。工事場所につきましては、常盤9丁目1番地でございます。

契約金額につきましては129,990,000円でございます。

契約の方法は指名競争入札です。入札執行日は、平成21年6月5日でございます。

指名業者の状況でございますが、赤坂・サトケン特定建設工事共同企業体、有限会社丸ホ星工務店、村井建設株式会社、葵建設株式会社、坂野建設株式会社の五社で入札を行った結果1回で落札いたしました。契約の相手方であります予定施工業者名は赤坂・サトケン特定建設工事共同企業体でございます。川上郡標茶町字熊牛原野15線西3番地、赤坂建設株式会社代表取締役赤坂充哉が代表者でございます。構成員といたしまして、川上郡標茶町旭2丁目8番23号、株式会社サトケン代表取締役佐藤紀寿でございます。

竣工予定日は平成22年1月29日でございます。新規・継続の別は新規でございます。備考といたしまして、予定価格は132,699,000円で事前公表で実施いたしました。

以上で、議案第35号の説明を終わらせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第35号は原案可決されました。

#### ◎議案第36号

○議長（鈴木裕美君） 日程第11。議案第36号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第36号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地域振興に資する民間事業活動等に対し資金の貸付を行う趣旨の標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正するものでありますが、その根拠となります地域振興整備資金貸付要綱が改正されたことによりまして、限度額の変更があり改正をするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第36号、標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町地域総合整備資金貸付条例の一部を改正する条例

標茶町地域総合整備資金貸付条例（平成4年標茶町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条であります。貸付額を示すものであります。



第1項中「8億円」を「7億5千万円」に、これにつきましては整備の単独施設にかかるものであります。

「12億円」を「11億2千万円」に改める。この11億円の部分につきましては、複合施設を現すものであります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものであります。

以上で、議案第36号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号は原案可決されました。

#### ◎議案第37号

○議長（鈴木裕美君） 日程第12。議案第37号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

税務課長・高橋君。

○税務課長（高橋則義君）（登壇） 議案第37号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成21年3月31日付で地方税法及び同施行令が改正・交付されたことに伴い、国民健康保険税条例につきましても関係部分の改正を要することとなり提案するものであります。なお、本案につきましては、6月4日開催の国保運営協議会において、原案により答申をいただきましたことを合わせてご報告申し上げます。

議案第37号、標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例（平成11年標茶町条例第33号）の一部を次のように改正するものです。

以下、内容につきましては議案説明資料によりご説明いたします。

それでは、説明資料の5ページをお開き願います。

資料に基づき、国民健康保険税条例の改正内容についてご説明いたします。

初めに改正項目1番の附則の改正であります。関係条項は新条例附則第3項、項の追加であります。上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例で、地方税法改正による課税特例を規定したものであります。施行・適用につきましては、平成22年1月1日であります。

次に第3項・第4項は、共に条文中の引用する関係法令改正による規定整理と項の移動が行われております。施行・適用は規定整理の部分は平成22年4月1日、項の移動が平成22年1月1日であります

第5項は、項の移動が行われております。施行・適用は平成22年1月1日であります。

次に、新条例附則第7項、項の追加であります。上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例で地方税法改正による課税特例を規定したものであります。施行・適用は平成22年1月1日であります。

次に、第6項と第7項は共に条文中の引用する条項の移動による規定整理と項の移動が行われております。施行・適用は平成22年1月1日であります。

第8項は、条文中の引用する関係法令改正による規定整理と項の移動が行われております。施行・適用は規定整理の部分は平成23年1月1日、項の移動は平成22年1月1日であります。

最後に、第9項から第13項までであります。すべて項の移動が行われたものであります。施行・適用は平成22年1月1日であります。

次に、議案の10ページをお開き願います。

中段の附則の部分であります。

附則につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第37号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号は原案可決されました。

◎議案第38号

○議長（鈴木裕美君） 日程第13。議案第38号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第38号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、国民健康保険条例の一部改正で、国民健康保険運営協議会委員定数の改正と出産育児一時金の期間限定による引き上げであります。

国民健康保険運営協議会委員定数につきましては、昭和42年以来、委員定数の見直しが行われていないことや、後期高齢者医療制度の発足に伴い、75歳以上の被保険者が減少し、後期高齢者医療制度発足以前の平成19年度末の被保険者数4,649人に比べ、平成20年度末の被保険者数は3,563人と21.4%減少しており、被保険者代表委員、保険医・薬剤師代表委員及び公益代表委員をそれぞれ1名減員するものであります。

また、出産育児一時金につきましては、緊急の子育て支援対策として健康保険法施行令の一部改正が5月22日交付され、平成21年10月1日から平成23年3月31日まで4万円引き上げることとなったことから提案するものであります。

なお、本案は、6月4日開催の標茶町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を受けていますことをご報告申し上げます。

以下、内容について説明いたします。

議案第38号、標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町国民健康保険条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険条例（昭和34年標茶町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「4人」を「3人」に改める。これは、委員定数の減でございます。

附則に次の1項を加える。

（平成21年10月から平成23年3月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過

措置)

第6項 被保険者または被保険者であった者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出生したときに支給する出生一時金についての第7条の規定の適用については、同条第1項中「350,000円」とあるのは、「390,000円」とする。

附則、この条例は、平成21年7月1日から施行する。というものであります。

以上で、議案第38号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号は原案可決されました。

#### ◎議案第39号

○議長（鈴木裕美君） 日程第14。議案第39号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君）（登壇） 議案第39号の提案の趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、良質な住宅を長期に渡って良好な状態で使用されることを促し、住生活の向上と環境負荷の低減を図ることを目的とした、長期優良住宅の普及の促進に関する法律が公布・施行されました。その中では長期にわたり良好な状態で使用できるような構造及び設備を有する住宅の建築及び維持保全に関する計画や認定制度が設けられ、限定特定行政庁の事務とするところが規定されたところでございます。

当該認定審査事務には、相当の業務量が伴いますことから、それに要する費用を手数料として徴収することについて提案するものでございます。

合わせまして、官公署からの計画通知に対しましても徴収出来ることに対応することが

もう一点、それから最後に構造計算が必要な建築物に対しての適合判定に対する徴収についての手数料を改定させていただきたいというものでございます。

議案第39号、標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。というものでございます。

となりのページです。

標茶町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（鈴木裕美君） 私語を慎んでください。

○建設課長（井上 栄君） 標茶町手数料徴収条例（平成12年標茶町条例5号）の一部を次のように改正する。

以下、内容につきまして議案説明資料に基づきご説明いたします。

新たに追加する分については、改正文も合わせてご説明いたします。

説明資料は7ページになります。

第4条第4号に次のただし書を加える。というものでございまして、4号、「ただし、別表第6項第11号、第12号及び第12号の2に該当する場合は、この限りではない。」ということございまして、これは官公署からの免除規定を改正するもので、料金をいただくという形に改正するものでございます。

これに関連いたしまして、別表第2条関係、第6項第11号アでございしますが、11号アに「又は通知」を加え、官公署からの徴収に対応いたします。金額等の改正はございません。同様に下の段イにつきましては、「又は通知及び計画変更通知」を加えるものでございます。

次ページでございます。

ウにつきましては、全部追加でございまして、「ウ 構造計算適合性判定」「1件につき」「構造方法・構造計算書等の詳細審査の場合 150,000円」「大臣認定プログラム使用の再計算の場合 100,000円」を、追加するものでございます。

次の段、ウをエに改め「又は通知」を、加えるものでございます。

その下でございしますが、エをオに改め、オにつきましても「又は通知」を、加えるものでございます。

12号につきましては改正はありません。

新設になります12の2につきましては、議案書の18ページで全文ご説明申し上げます。

12号の2 長期優良住宅法関係でこれは全部追加改正するものでございます。

ア 長期優良住宅建築等計画認定申請、1戸につき、1棟の住宅の戸数が1戸のもの  
14,000円

（登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けていない場合にあつては、51,000円）

次ページです。

1棟の住宅の戸数が2戸以上のもの 6,000円

(登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けていない場合にあつては、19,000円)

これは、2戸以上の住宅がつながって建てられるケースでございます。

(適用) 長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に1棟を1件として第11号アの規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、「構造計算適合性判定」が必要なときは第11号ウの規定により算出した金額を加算するものとする。これの第6条第2項の申し出でございますが、これはいわゆる確認申請を同時に申請する場合のことをいっております。その時にはこの長期優良住宅に加えて確認申請料金の11条の部分を追加していただくということでございます。

イ 長期優良住宅建築等計画の変更申請、1戸につき、1棟の住宅の戸数が1戸のもの 9,000円

(長期使用構造等の変更があり、登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けていない場合にあつては、24,000円)

1棟の住宅の戸数が2戸以上のもの 3,000円

(長期使用構造等の変更があり、登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けていない場合にあつては、9,000円)

(適用) 長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をする場合にあつては、この項に規定する金額に1棟を1件として第11号アの規定により算定した金額を加算した金額とする。この場合において、「構造計算適合性判定」が必要なときは第11号ウの規定により算出した金額を加算するものとする。と、いうことでございまして、これは完成前の変更に伴います条項でございます。

ウ 工期の変更等軽微な変更申請、1戸につき、600円

エ 譲受人決定に係る変更申請、1戸につき、1,200円

オ 地位の継承承認申請、1戸につき、1,200円

附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上で、議案第39号の説明を終わらせていただきます。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第39号は原案可決されました。

◎議案第40号

○議長(鈴木裕美君) 日程第15。議案第40号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長(島田哲男君)(登壇) 議案第40号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、今年度の育英資金貸付金条例による貸付奨学生が16名、貸付額が418万8,000円となっており、景気低迷を背景に年間の貸付件数・貸付額が年々伸びている傾向となっております。現行の規定では年間の貸付限度額が500万円の範囲内となっており、今後貸付申請額がこの限度額を超えた場合に、減額措置による貸付額とならないよう規定を改正するものであり、また、合わせて現状に即した適正条文への文言整理等も含めて条例提案するものであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第40号、標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について  
標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。  
次ページにまいります。

標茶町育英資金貸付基金条例の一部を改正する条例

標茶町育英資金貸付基金条例(昭和30年標茶町条例第24号)の一部を次のように改正するものです。

はじめに、現状に即した目的規定の条文整理をするため、第1条を次のように改める。

(目的)として、

第1条 この条例は、標茶町民であつて優秀なる学才を有しながら経済的理由によつて進学又は在学困難な者に対し学資金を貸付し、教育の機会均等を与えることを目的とする。

次に、前条改正による文言の整理をするため、第2条中「本町民」を「標茶町民」に改める。

次に、年間貸付申請額が貸付限度額を超える可能性が出てきたため、その制限をなくするため、第3条中「500万円の範囲内で」を削る。

次に、貸付金の償還方法において、現状にあった奨学生の償還をしやすい対応を図るため、第6条に次のただし書を加えるものです。

ただし、教育委員会が奨学生生活事情を勘案して、返還年度の短縮、延長又は償還金額の増減を認めることができる。

次に、貸付手続きの迅速化を図るために、第11条第1項中「学業成績表」を「在学証明書等」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第40号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 今回の奨学金については、だいたい今の説明で理解出来るのですが、ただ、三点ほどお聞きしたいのですが、第1条の「国家的有能の士を養成する」、ようするに将来お国のために、地域のためにいろんな形でがんばってくださいというような意味を削ったのが、11条の学業成績表が今度は在学証明書に変わったということ、どういう関係にあるのか、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいのと、それから、大変今社会的にいろいろと大変な時期なんで、返すのも大変なことも出てくるということで理解しているのですが、返還年度の延長とかね、それから金額の減というのは分かるのですが、逆に短縮したり、それから金額を増やしたりするのはちょっと意味がわからないので、その辺の説明もよろしくをお願いします。

○議長（鈴木裕美君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） 三点ほどのご質問でございますが、一点目に付きまして目的の改正であります。改正前の「国家的有能の士を養成することを目的とする。」という部分を、この部分を省いております。昭和30年にこの条例を設置した部分では、崇高な目的のなかでこの貸付金条例が運営されたというふうに考えております。ただ、現在の条例あるいは規則等の部分では、住民に分かりやすい、あるいはそういった解釈のしやすいなかたちが求められてということで、なるべく現代的な部分での表現というふうにさせていただいたものであります。

それから、二点目に質問した第11条の学業成績表の追加でありますけれども、これまで学業成績表ということでこれまで提示をしていただいております。4月中にそれぞれ申請をいただいて審査をして奨学生を決定するという期間の中では、特に大学生の部分では教授等のいろんな学校の事情で学業成績表が出てくるのがかなり遅くなると、いう状況になっております。その分だけうちの方の審査の部分が遅くなるということで、いろいろ審査会の中でもお話をされて議論させていただきましたが、実際に在学をされているということは、それなりの成績であるというふうに認識は出来るということで、それぞれ共通されたところでもありますので、この辺も在学を証明書という部分では、それぞれ大学に簡単に申請で在学証明が出るということで聞いておりますので、この辺もこの書類でどうにか



審査を出来るということで伺っておりますので、その辺に付け加えたということでございます。

三点目の奨学生の返還方法でございますが、方法でありますと、現状では規定とは若干違った運用の仕方をしております。それぞれ、10年を過ぎてから10年以内で返還とするという規定になっておりますけれども、それぞれ学生から社会人になった時にいろいろ償還方法の相談をしながら償還計画を出していただいております。ただ、その償還計画どおりにはなかなか現状ではいけないという状況がまれにありますので、そういった部分ではいろいろと相談をしながら、それぞれ奨学生の返還方法にあった償還方法を協議しながら計画を立てていただくということが趣旨でありまして、その部分では規定上をきちっと現状に合わせた規定改正にしたということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 大体の説明、わかりました。

この将来の若い人に期待を掛けるという30年のこういう表現というのは今になじまないということで、なくなったのだと思うのですが、最後に一つ、最後にお聞きしたことなのですが、返還のね、いろんな事情で期限内に返せないとか、決まった金額を返せないという事情、いろいろ考慮してのことだということなのですが、ただ、増やすとかね返してもらいのを短くするという意味が、今ひとつ今の説明でちょっとわからない部分があるので、もう少し詳しく。

○議長（鈴木裕美君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） 最初、答弁漏れがあつて申し訳ありません。

短縮というのは、本人の返済に余裕が出た場合に繰上償還という意味で記載させていただきますので、けして短く出来る人は短くしなさいという意味じゃなくて、本人の意思によって短く、短期間で収めたいという方はそれなりの手続きをするということの表現でございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

4番・伊藤君。

○4番（伊藤淳一君） 今、菊地議員の質問した部分の件なのですが、私のほうが逆に考えすぎということのご指摘あるかもしれませんが、今、6条の部分のですね償還金額の増減ですから、あくまでも増減ということで借入した額の減額という事の表現でないですから、減額ではなくてあくまでも借りたのが、もしも100万円であればその期間が早く返すか長くなるか、そういうようなことなのだろうというふうには思うのですが、減額ということではないという部分は私の考えすぎじゃないかと思うのですが、その点についてだけ確認の意味でお伺いいたします。

マル議長（鈴木裕美君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教育委員会管理課長（島田哲男君） 議員のご質問で、減額というのはありませんので、無利子ということで、元金を均等返済ということで償還計画をたてるわけなのですが、10

年以内ということで計算されますが、やもするとまだ若い世代においては、その返済金額がなかなか給与形態がそうならない部分も多々ありますので、その部分については延ばしたり、あるいは収入が多い場合については本人の意思によって短くなったり、そういった運用の流動性というかそういった部分を図っていきいたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号は原案可決されました。

#### ◎議案第41号

○議長（鈴木裕美君） 日程第16。議案第41号を議題といたします。

本案の提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第41号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成21年度標茶町一般会計補正予算（第1号）であります。緊急雇用対策をはじめ懸案事項に対応することを柱に、歳入歳出それぞれ6,629万5,000円を追加し、総額を95億2,429万5,000円にしたいというものであります。

歳出の主なものといたしましては、緊急雇用対策では釧根管内町村で最多となります五つの事業の採択を受け、総額では808万3,000円、9名の雇用となります。他にはふるさと農道緊急整備事業に2,150万円、虹別斜線防雪柵設置事業で2,500万円、チャレンジショップ支援事業補助金で250万円、新規就農者支援事業で143万6,000円、コミュニティ助成事業で250万円を計上いたしました。

なお、平成20年度予算を繰越しました地域活性化生活対策事業のなかにおいて、平成21年度当初予算で計上しておりました事業と重複するものにつきましては、一部を残し減額補正をさせていただきました。

一方歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込み、更に普通地方交付税484万3,000円を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

なお、債務負担行為では1件、地方債では2件を提案いたしております。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

平成21年度標茶町一般会計補正予算（第1号）

平成21年度標茶町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66,295千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,524,295千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明申し上げます。

13ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましてはただいままでの説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

5ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正であります。

新たに1件を追加するものであります。

事項につきましては、農業経営基盤強化資金、平成20年度下期であります。期間を平成22年度から平成40年度、限度額につきましては融資額335,200千円に対する利子補給年で0.27から0.32%で5,687千円であります。

20ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書であります。合計で申し上げますが、債務負担行為の限度額につきましては、5,687千円を追加し6,533,062千円となりまして、当該年度以降の支出予定額は5,687千円を追加し2,322,876千円となりまして、平成21年度支出予定額については変わりはありません。財源内訳につきましては、特定財源で国道支出金で223,116千円。その他で1,954,146千円、一般財源で145,614千円であります。

6ページにお戻りください。

第3表 地方債補正であります。

起債の目的で、1過疎対策事業では、限度額33,100千円に虹別ふ化場線道路改良で

3,500千円、虹別斜線防雪柵設置で10,000千円、計13,500千円を追加して限度額を46,600千円とするものでありまして、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じであります。

以下につきましても同じでありますので省略をさせていただきます。

3の臨時地方道整備事業につきましても、限度額167,200千円にふるさと農道緊急整備2路線分19,300千円を追加し186,500千円とするものであります。合計で申し上げますが、限度額624,000千円に32,800千円を追加し656,800千円とするものでございます。

21ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございますが、合計で申し上げますが、当該年度中増減見込みでは、補正前の額624,000千円に32,800千円を追加し補正後の額を656,800千円とするものでありまして、当該年度末の現在高見込額につきましても、補正前の額10,764,878千円に32,800千円を追加し、補正後の額を10,797,678千円とするものであります。

以上で、議案第41号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案第41号は、直ちに、議長を除く15名で構成する「議案第41号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することに、いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案第41号は、議長を除く15名で構成する「議案第41号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

#### ◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

（午後 2時36分延会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 3番 越善徹

署名議員 4番 伊藤淳一

署名議員 5番 菊地誠道

平成21年標茶町議会第2回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成21年6月17日（水曜日） 午後 1時45分開会

- 第 1 議案第41号 平成21年度標茶町一般会計補正予算  
第 2 議員提案第 2号 議会広報調査特別委員会の設置について  
第 3 意見書案第 4号 2010年度国家予算編成における義務教育費無償、義務教育費  
国庫負担制度の堅持と負担率二分の一復元、就学援助制度充  
実など教育予算の確保・拡充を求める意見書  
意見書案第 5号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書  
第 4 閉会中継続審査の申し出について（総務委員会）  
第 5 閉会中継続調査の申し出について（総務委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（産業建設委員会）  
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）  
第 6 議員派遣について

○出席議員（16名）

1番 田 中 進 君	2番 黒 沼 俊 幸 君
3番 越 善 徹 君	4番 伊 藤 淳 一 君
5番 菊 地 誠 道 君	6番 後 藤 勲 君
7番 林 博 君	8番 小野寺 典 男 君
9番 末 柄 薫 君	10番 館 田 賢 治 君
11番 深 見 迪 君	12番 田 中 敏 文 君
13番 川 村 多美男 君	14番 小 林 浩 君
15番 平 川 昌 昭 君	16番 鈴 木 裕 美 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池 田 裕 二 君
副 町 長	及 川 直 彦 君
総 務 課 長	玉 手 美 男 君
企画財政課長	森 山 豊 君

平成21年標茶町議会第2回定例会会議録

税 務 課 長	高 橋 則 義 君
管 理 課 長	今 敏 明 君
住 民 課 長	妹 尾 昌 之 君
農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
建 設 課 長	井 上 栄 君
水 道 課 長	妹 尾 茂 樹 君
育 成 牧 場 長	表 武 之 君
病 院 事 務 長	蛭 田 和 雄 君
やすらぎ園長	山 澤 正 宏 君
教 育 長	吉 原 平 君
教育管理課長	島 田 哲 男 君
社会教育課長	中 居 茂 君
農委事務局長	牛 崎 康 人 君 (農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐 藤 吉 彦 君
議事係長	服 部 重 典 君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午後 1時45分開会)

◎議案第41号

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。議案第41号を議題といたします。  
お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第41号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと、認めます。  
よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。  
これより、委員長報告に対する質疑を行います。  
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。  
質疑は、終結いたしました。  
これより討論を行います。  
討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。  
これより、本案を採決いたします。  
本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。  
本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。  
よって、議案第41号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎議員提案第2号

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。議員提案第2号を議題といたします。  
本案について提案趣旨の説明を求めます。



8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君）（登壇） 議員提案第2号、標茶町議会広報調査特別委員会の設置について、その提案趣旨並びに内容を説明いたします。

議会広報「標茶議会だより」は平成4年5月に創刊して以来、発行号数72号を数え、議会の情報公開に大きな役割を果たしてきました。本町議会は平成12年6月には議会単独で情報公開条例を制定し、開かれた議会を目指しております。

昨年からは役場でしか閲覧出来なかった会議録を図書館や公民館に配置しております。

議会が町民に理解され支持される活動を展開するために、議会情報の公開を積極的に進め、共有化を図ることがますます重要となってきたことから、その中心となる議会広報を発行するために、標茶町議会広報調査特別委員会の設置を全議員の総意として提案をいたします。

以下、内容についてご説明をいたします。

議員提案第2号、標茶町議会広報調査特別委員会の設置について

本議会は、地方自治法第110条及び標茶町委員会条例第5条の規定により、議会広報発行に関する事項調査のため「標茶町議会広報調査特別委員会」を設置する。

1. 設置の期間 本案議決の日から調査終了の日まで。

2. 構成及び調査の方法 5名をもって構成する特別委員会を設置し、閉会中の継続調査とする。

以上で、標茶町議会広報調査特別委員会の設置について、提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議員提案第2号は、原案可決されました。

◎標茶町議会広報調査特別委員会委員の選任

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

ただいま設置されました標茶町議会広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、2番・黒沼君、9番・末柄君、11番・深見君、12番・田中敏文君、15番・平川君の、以上5名を、指名いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました5名を標茶町議会広報調査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本調査特別委員会は、調査が終了するまでの閉会中の継続調査といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、調査が終了するまで閉会中の継続調査と決定いたしました。

◎意見書案第4号ないし意見書案第5号

○議長（鈴木裕美君） 日程第3。意見書案第4号、意見書案第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案2案については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案2案の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案2案については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案2案については質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第4号、意見書案第5号を一括採決いたします。

意見書案2案を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号、意見書案第5号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉会中継続審査の申し出について

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。閉会中継続審査の申し出を議題といたします。

総務委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続審査と決定いたしました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

平成21年6月30日、札幌市で開催される北海道町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に、全議員を派遣することに、いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第117条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、平成21年標茶町議会第2回定例会を閉会いたします。

（午後 1時55分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員番 3番 越善徹

署名議員番 4番 伊藤淳一

署名議員番 5番 菊地誠道